

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。この届出書類は、この公告の日から4月間静岡市経済局商工部商業労政課及び清水区地域総務課において縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者はこの公告の日から4月以内に静岡市経済局商工部商業労政課に意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書はその概要を公告するとともに縦覧に供する。

平成19年8月27日

静岡市長 小嶋 善吉

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ファッションセンターしまむら有東坂店
静岡市清水区有東坂二丁目348番外5筆
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
水野勝之 静岡市清水区有東坂5番25号
水野恵子 静岡市清水区有東坂5番25号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
株式会社しまむら 埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番4号 代表取締役 野中正人
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成20年4月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,261平方メートル
- 6 施設の配置に関する事項(位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり)

| 項目 | 届出内容 |
|------------------|------------|
| 駐車場の位置及び収容台数 | 65 台 |
| 駐輪場の位置及び収容台数 | 36 台 |
| 荷さばき施設の位置及び面積 | 54平方メートル |
| 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 | 46.2立方メートル |
- 7 施設の運営方法に関する事項(位置については、縦覧に供する届出書類に示すとおり)

| 項目 | 届出内容 |
|------------------|-------------|
| 開店時刻及び閉店時刻 | 10:00~20:00 |
| 駐車場を利用できる時間帯 | 9:45~20:15 |
| 駐車場の出入口の数及び位置 | 2箇所 |
| 荷さばきを行うことができる時間帯 | 24時間 |
- 8 届出年月日
平成19年8月14日